

資料番号	5
------	---

令和7年1月17日
 課名 土木建築局道路河川管理課
 担当者 課長 宮津
 内線 3884
 課名 土木建築局港湾振興課
 担当者 課長 吉牟田
 内線 4018

放置艇対策の進捗状況及び今後の対応について

1 要旨・目的

放置艇対策について、令和6年度末までに、収容すべき放置艇数を上回る隻数分の小型船舶用泊地の指定が完了する見通しとなったことから、進捗状況及び今後の対応について報告する。

また、広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の規定どおり、令和7年4月1日から小型船舶用泊地に係る使用料の徴収を開始する。

2 現状・背景

平成30年3月に策定した「放置艇解消のための基本方針」に基づき、放置等禁止区域及び小型船舶用泊地を指定し、使用許可手続により放置艇から許可艇への転換を行うことで、放置艇の解消に取り組んでいる。

3 概要

(1) 対象者

プレジャーボート・漁船所有者

(2) 実施内容

ア 放置艇の削減状況

(ア) 県管理水域の放置艇について、小型船舶用泊地の使用許可及び所有者による自主撤去等により、令和6年9月末までに、4,452隻（削減率52.1%）の放置艇を削減し、残る放置艇は4,086隻となった。

(イ) 令和6年度末及び令和7年度末の見込みは、下表のとおりである。

区分	年度	H30年度 【基準値】	R6.9末 【実績】	R6年度末 【見込み】	R7年度末 【見込み】
残放置艇数		8,538隻	<u>4,086隻</u>	<u>3,365隻</u>	<u>2,079隻</u>
	うち所有者不明船	686隻	831隻	(831隻)	(831隻)
放置艇削減数		—	<u>4,452隻</u>	<u>5,173隻</u>	<u>6,459隻</u>
	うち許可艇数	—	1,794隻	2,266隻	3,067隻
削減率(※)		—	<u>52.1%</u>	<u>60.6%</u>	<u>75.7%</u>

※ 令和6年度末及び令和7年度末の所有者不明船の見込みは、令和6年9月末の実績を元にした参考数値

※ 削減率は、「放置艇削減数」÷「8,538隻（H30年度【基準値】）」で算出

イ 放置等禁止区域・小型船舶用泊地の指定状況

(ア) プレジャーボートの係留可能区域として指定を進めている小型船舶用泊地について、令和6年9月末までに、106地区（指定率80.3%）を指定した。

(イ) 令和6年度末時点では、指定予定であった小型船舶用泊地 132 地区のうち、12 地区は指定が困難な見込みであるため、当該 12 地区には放置等禁止区域のみ指定し、小型船舶用泊地は 120 地区 (90.9%) の指定となる見込みである。なお、小型船舶用泊地の指定が 120 地区となった場合でも、県内全体では、収容すべき放置艇数 (残放置艇数から所有者不明船を除いた 2,534 隻) を上回る隻数 (3,455 隻) 分の係留場所が確保できる見込みである。

	指定予定地区数	R6.9 末【実績】	R6 年度末【見込み】
放置等禁止区域 (指定率)	189 地区 (—)	132 地区 (69.8%)	189 地区 (100.0%)
小型船舶用泊地 (指定率)	132 地区 (—)	<u>106 地区</u> (<u>80.3%</u>)	<u>120 地区</u> (<u>90.9%</u>)
収容可能隻数 (小型船舶用泊地及びマリーナ等係留保管施設)			<u>3,455 隻</u>

※ 指定率は、「指定した地区数」÷「指定予定地区数」で算出

(3) 令和7年度からの対応

ア 撤去指導等の強化

県管理水域について、令和6年度末に放置等禁止区域の指定が完了する見込みであることから、放置艇の所有者に対して、小型船舶用泊地に係る使用許可制度の周知や許可申請の指導による許可艇への転換、マリーナ等の係留保管施設への誘導を行うほか、なお従わない者に対しては、港湾法等に基づく撤去指導を行い、必要に応じて撤去命令を行う。

イ 小型船舶用泊地の使用料の徴収開始

県内全体では、令和6年度末時点で、収容すべき放置艇数を上回る隻数分の小型船舶用泊地の指定が完了する見込みのため、条例の規定どおり、令和7年度から小型船舶用泊地の使用料の徴収を開始する。

ウ 所有者不明船の廃船処理の促進

令和6年9月末時点で、残放置艇 4,086 隻のうち約 800 隻が所有者不明の船舶であり、令和7年度から徴収を開始する使用料を廃船処理費用に充てて、県による簡易代執行・廃棄物としての処理を促進する。

4 参考

小型船舶用泊地の使用料は、広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の規定に基づき、船舶の長さ 1 mにつき、港湾・漁港の区分によって 1 か月あたり 320 円又は 300 円となる。

港湾・漁港の区分	1 mあたりの単価 (月額)
国際拠点港湾・重要港湾 (広島港、福山港、尾道糸崎港)	320 円
地方港湾・漁港	300 円

(例) 長さ 6 m のプレジャーボートを地方港湾に 1 年間係留する場合
船舶の長さ 6 m × 300 円 (月額) × 12 か月 = 21,600 円